**美作市指定給水装置工事事業者の**

**新規登録・変更・主任技術者の選任解任・廃止等の申請について**

**〇新規の登録申請**

美作市指定給水装置工事事業者として指定を受けようとする者は、美作市指定給水装置工事事業者規程第４条の規定に基づき、次の書類を提出して下さい。

<必要書類>

１　（新規・更新）申請書類チェックリスト

２　指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第１）

３　機械器具調書（別表）

　　添付書類（機械器具、事務所外観及び事務所内の写真）

４　誓約書（様式第２）

５　給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第３）

　　添付書類（給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状又は給水装置工事主任技術者証の写し）

６　法人の場合：定款の写し及び登記事項証明書

７　登録手数料10,000円（非課税）

（参考）指定給水装置工事事業者の指定の要件

①厚生労働省で定める次の機械器具を有するものであること

・管の切断器具・・・金切りのこ等

・管の加工用具・・・やすり、パイプねじ切り器等

・管の接合用具・・・トーチランプ、パイプレンチ等

・水圧テストポンプ

②次のいずれにも該当しない者であること

・心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの。

・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

・水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

・水道法第25条の11第1項の規程により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者。

・給水装置工事に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。

・法人であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者があるもの。

**〇登録内容の変更**

　指定給水装置工事事業者は、次に掲げる事項に変更のあったときは、変更のあ

った日から30日以内に、水道法施行規則に定められた様式による届出書に必要

な書類を添えて提出して下さい。

<必要書類>

１　指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）

２　以下の添付書類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 変更事項 | 添付書類 | 法人 | 個人 | 備考 |
| 事業所の名称 | 登記事項証明書（原本） | 〇 | 　 | 　 |
| 定款（写し） | 〇 | 　 | 余白に原本証明 |
| 美作市指定給水装置工事事業者指定証 | 〇 | 〇 | 　 |
| 事業所の所在地 | 登記事項証明書（原本） | 〇 | 　 | 　 |
| 定款（写し） | 〇 | 　 | 余白に原本証明 |
| 事業所写真（外観及び事務所内） | 〇 | 〇 | 　 |
| 美作市指定給水装置工事事業者指定証 | 〇 | 〇 | 　 |
| 代表者 | 登記事項証明書（原本） | 〇 | 　 | 　 |
| 定款（写し） | 〇 | 　 | 余白に原本証明 |
| 誓約書 | 〇 | 　 | 　 |
| ※個人事業の代表者交代（相続等）は指定事項の変更ではありません。廃止届を提出後、新規指定申請をしてください。 |
| 役員 | 登記事項証明書（原本） | 〇 | 　 | 　 |
| 誓約書 | 〇 | 　 | 　 |

**〇主任技術者の選任・解任**

指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任・解任した時は、

14日以内に、水道法施行規則に定められた様式による届出書を提出して下さい。

<必要書類>

１　給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第３）

２　（選任する場合）給水装置工事主任技術者の免状又は主任技術者証の写し

**〇事業の休止、廃止、再開**

指定給水装置工事事業者は、給水装置工事の事業を廃止又は休止したときは、

廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは再開の日から10

日以内に、水道法施行規則に定められた様式による届出書を提出して下さい。

<必要書類>

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）

◎その他、不明な点等がありましたら美作市上下水道課までお問い合わせくだ

さい